

緊急事態措置を踏まえた対策（令和3年1月12日）

1 入院医療体制等の強化について

(1) 入院病床の拡充

医療機関にさらなる病床確保を要請：750床程度→800床程度（+50床）

(2) 重症病床の円滑な運用に向けた取組

① 看護師等の派遣支援事業の拡充等を活用した人員体制確保の支援

（医師：7,550円→15,100円/h、看護師：2,760円→5,520円/h）

② 標準治療及び重症化時の転院の目安の周知による、中等症患者の診療体制の充実と重症対応医療機関の負担軽減

(3) 宿泊療養体制の強化

① 受入体制の強化

(ア) 患者搬送力の強化：民間救急事業者の更なる活用（現行6事業者15台）

(イ) 調整事務スタッフの充実：CCC-hyogoに看護系大学の教員・大学院生等の派遣を依頼

(ウ) 運営体制の強化：宿泊療養施設のスタッフ等の拡充

(エ) 宿泊療養施設の拡充：新たな施設の確保を検討

② 受入対象患者のさらなる弾力運用の検討

重症化のおそれはないと医師等が判断した65歳以上の高齢者等について、入院を経ない宿泊療養についても引き続き協議・検討

2 緊急事態措置等について

兵庫県全域において、緊急事態措置を実施すべき区域に追加された日の翌日から2月7日（日）までの期間において次の要請又は働きかけを実施

(1) 外出自粛

不要不急の外出自粛、特に20時以降の徹底した不要不急の外出自粛を要請

(2) イベントの開催制限

イベントの開催要件を、人数上限5,000人、かつ、屋内にあっては収容率50%以下、屋外にあっては人との距離を十分に確保

(3) 施設の使用制限

① 飲食店、遊興施設のうち食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている飲食店の20時までの営業時間短縮（酒類の提供は11時から19時まで）を要請

※協力金の支給 支給額：1日あたり6万円/店舗×時短営業日数

財源：国負担80%、

県負担20%×2/3、市町負担20%×1/3

② 劇場、集会場、運動施設、遊技場など特措法施行令第11条施設については、特措法によらず20時までの営業時間短縮（酒類の提供は11時から19時まで）を働きかけ

(4) 出勤抑制

「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務（テレワーク）、テレビ会議などの推進を要請